

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

01 文化財の保存・活用の体制

文化財担当部局や主な関係部局の職員・専門人材の配置状況や地方文化財保護審議会の外部の専門人材の配置状況については下記のとおりである。

なお、行政の主な関連分野における課題についてヒアリングを行ったがその結果については、資料編にまとめている。

津山市

産業文化部

文化課 文化財保護係（文化財保護主管課）

- 業務内容
- ①文化財の保護及び活用に関すること。
 - ②文化財保護委員会に関すること。
 - ③史跡津山城跡等の保存整備及び活用に関すること。
 - ④文化財の調査研究及び資料収集に関すること。
 - ⑤文化財保護関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ⑥歴史民俗資料館に関すること。

職員 4名（うち埋蔵文化財の専門職員4名）

津山郷土博物館

業務内容 郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、下記の業務を行う。

- ①実物、複製、模型、文献、図書、写真等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び利用させること。
- ②博物館資料に関する調査及び研究を行うとともに、案内書、報告書等を作成し、頒布すること。
- ③博物館資料に関する講習会、研究会等の開催及び他の博物館等との相互協力を行うこと。
- ④その他必要な業務

職員 4名（うち専門職員4名）

津山洋学資料館

業務内容 津山市を中心とする洋学資料（以下「資料」という。）の保存と活用を図り、市民文

化の向上に資する施設の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- ①資料の収集、整理及び保存を行うこと。
- ②資料を展示し、公開すること。
- ③資料の専門的調査研究を行うこと。
- ④調査研究物の報告書等を作成し、頒布すること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、資料館の設置の目的達成に必要なこと。

職 員 3名（うち専門職員3名）

津山弥生の里文化財センター

業務内容 郷土の歴史的遺産を保護し、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するために次の事務を行う。

- ①埋蔵文化財及び民俗文化財の調査、研究、展示及び公開に関すること。
- ②考古資料及び民俗資料の収蔵に関すること。
- ③埋蔵文化財、民俗文化財についての知識及び保護思想の普及に関すること。
- ④その他必要と認めること。

職 員 専任1名（埋蔵文化財専門職員）・兼任4名（文化財保護係が兼任）

歴史まちづくり推進室

業務内容 ①歴史的風致維持向上計画に関すること。
②街なみ環境整備事業計画及び予算に関すること。
③街なみ環境整備事業計画地区の空家対策に関すること。
④伝統的建造物群保存地区の保存・活用対策に関すること。
⑤都市景観に関すること。

観光振興課

業務内容 ①観光事業の振興及び開発に関すること。
②津山市観光ビジョンの具体化に関すること。
③観光宣伝及び観光案内に関すること。
④観光キャンペーンに関すること。
⑤観光諸行事の支援及び企画実施に関すること。
⑥観光関係団体との連絡調整に関すること。
⑦広域観光行政の調査及び研究に関すること。

企画財政部

■ 未来ビジョン戦略室

- 業務内容
- ① 市行政の総合的な企画立案及び調整に関する事。
 - ② 総合計画に関する事。
 - ③ 国土利用計画に関する事。
 - ④ 庁議、政策会議、企画調整会議及び部長会議に関する事。
 - ⑤ 企画調整官等との連絡調整に関する事。
 - ⑥ 総合的な政策に係る広域行政に関する事。
 - ⑦ 津山市都市整備公社との連絡調整に関する事。
 - ⑧ 私立学校等の振興に関する事。
 - ⑨ 総合戦略に関する事。
 - ⑩ 定住推進計画の促進に関する事（産業文化部仕事・移住支援室の所管に属するものを除く）。
 - ⑪ 成長戦略に関する事。
 - ⑫ 特命事項に関する事。

総務部

■ 危機管理室

- 業務内容
- ① 危機管理対策の総合調整に関する事。
 - ② 行政執行適正化推進体制及び調整に関する事。
 - ③ 公益通報に関する事。
 - ④ 防災に関する事。
 - ⑤ 国民保護に関する事。
 - ⑥ 消防団及び消防水利に関する事。
 - ⑦ 津山圏域消防組合等関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
 - ⑧ 自衛隊員募集の委託事務に関する事。

環境福祉部

■ 社会福祉事務所

- 業務内容
- ① ユニバーサルデザインに関する事。
 - ② 身体障害者の福祉に関する事。
 - ③ 高齢者の福祉に関する事。

- ④人にやさしいまちづくりに関すること。

都市建設部

都市計画課

業務内容 公園緑地係

- ①公園緑地の計画に関すること。
- ②公園緑地の維持管理及び利用に関すること。
- ③公園緑地の築造及び改良に関すること。
- ④都市緑化に関すること。
- ⑤開発行為に係る公園に関すること。
- ⑥グリーンヒルズ津山の管理運営及び利用に関すること。

計画係

- ①都市計画（広域計画を含む。）に関すること。
- ②都市計画審議会に関すること。
- ③都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく土地利用計画の策定に関すること。
- ④都市開発事業に関すること。
- ⑤都市計画法及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく許可等に関すること。
- ⑥土地区画整理事業の実施に関すること。
- ⑦都市再生整備計画に関すること。
- ⑧民間土地開発事業等の指導に関すること。
- ⑨租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定に関すること。

地域振興部

地域づくり推進室

- 業務内容
- ①各支所及び出張所にまたがる課題の調整に関すること。
 - ②新市建設計画に関すること。
 - ③中山間地域懇談会に関すること。
 - ④コミュニティ施策の推進に関すること。
 - ⑤町内会集会施設の整備に関すること。
 - ⑥地縁による団体の認可に関すること。
 - ⑦連合町内会との連絡調整に関すること。

- ⑧市民活動及びボランティア活動の促進に関すること。
- ⑨津山市地域づくりサポートセンターの管理運営に関すること。
- ⑩国際交流の推進及び調整に関すること。
- ⑪基幹統計調査（人口動態調査及び学校基本調査を除く。）に関すること。
- ⑫市政統計調査及び分析に関すること。
- ⑬過疎地域自立促進計画に関すること。

生涯学習課

- 業務内容
- ①生涯学習推進計画及び総合調整に関すること。
 - ②生涯学習推進施策に関すること。
 - ③生涯学習に係る情報提供、相談及び連携に関すること。
 - ④社会教育委員会議等に関すること。
 - ⑤社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。
 - ⑥社会教育施設の整備等に関すること。
 - ⑦家庭教育、成人教育その他社会教育に関すること。
 - ⑧生涯学習ボランティアの育成及び活用に関すること。
 - ⑨部及び課の予算並びに庶務に関すること。
 - ⑩その他部内の他の所管に属しない社会教育に関すること。

教育委員会

学校教育課

- 業務内容
- ①学級編制、通学区域の設定及び変更に関すること。
 - ②学校の教育課程の編制及び実施に関すること。
 - ③児童生徒の就学に関すること。
 - ④教職員の人事及び給与に関すること。
 - ⑤教科用図書の新採及び教材使用に関すること。
 - ⑥学校教育に関する資料の収集及び研究等に関すること。

関係機関

津山市文化財保護委員会（地方文化財保護審議会）

- 審議事項 文化財保護及び活用に関し、委員会の諮問に答え、意見を具申し、若しくはこのために必要な調査研究を行う。

委員 委員名簿

氏名	職名	属性
上高 進	委員	元勝北公民館長
金澤 雄記	委員	米子工業高等専門学校建築学科准教授
可児 通宏	委員	くらしき作陽大学非常勤講師
狩野 久	委員	奈良文化財研究所名誉研究員
河本 清	委員	元くらしき作陽大学教授
定兼 学	委員	岡山県立記録資料館館長
杉山 知子	委員	美作大学名誉教授
頭士 倫典	委員長	元加茂町文化財保護審議会会長
永禮 宣子	委員	元津山市教育委員会文化課長
平井 克江	委員	法人代表取締役

02 保存・活用を推進するための体制整備の方針

文化財に関わる事業を行うには、事業全体をマネジメントできる個人もしくは組織が必要となる。一般的に、文化財を取り扱うには高い専門性が要求されるため、文化財担当者がその任に当たる必要がある。そのためにも担当者には、観光・防災といった関連分野の幅広い知識を身につける必要がある。

文化財を取り巻く課題は多岐にわたるため、行政や地域が総掛かりで事業を行う必要がある。そのためには、行政内の調整はもちろんのこと地域住民や団体との事業の調整等が重要となるため、事業の協議・調整の場を設けることが必要となる。それにはまず、既存の組織を活かした機能の強化を行い事業の効果的な実施を図る。

文化財の保存・活用と文化財を含む郷土の教育、普及活動は車の両輪ともいえる。特に学校での取り組みを通して、子供たちが自ら文化財や郷土の価値を伝える力をつけることで、地域の文化財を保存・活用する人材へとつなげていくことが重要となる。

文化財の保存・活用を推進するための事業を行うには、民間のプレイヤーの存在が欠かせない。プレイヤーとなる人材や組織の育成を行い、地域で自立した文化財の保存・活用を目指す。

(1) 既存組織の機能強化

文化財保護・防災・地域活性化・観光振興・学校教育等文化財を取りまく様々な課題に対して、行政、地域の人達や組織がそれぞれで活動することには限界がある。そのため、文化財部局内の体制整備を行うとともに、文化財部局と他の行政部局との連携を図る場ないしは組織を整備する。また、行政、観光協会等の団体、地域の町内会そして文化財関係団体等、地域の人達と

文化財の保存と活用を考え、実行に移していく組織の役割が重要となる。これには既存の組織、例えば、地域計画審議会に新たな構成員を加える等の組織の機能強化を行うこととする。

(2) 文化財を次世代に継承するための組織づくり

地域の文化財の次世代の担い手である、子供たちへの働きかけについては、学校教育への積極的な働きかけを図ることが必要であり、例えば学習指導要領等も参考にして、現在の学校活動の中で無理なくできる関わり方で、学校と文化財担当との協力体制を築いていく。

(3) 新たな制度の導入

歴史的な建造物を扱うヘリテージマネージャーについて、候補となる人材を育てるとともに、資質の向上を図る取り組みを進める。

文化財保存活用支援団体となりうる団体を育成し、その団体を指定することで、所有者だけでは維持管理が困難な文化財の保存・活用の促進を目指す。

文化財保護法の改正に伴い設置可能となった文化財保護指導委員を設置し、より地域の実情に合った文化財の保存と活用を目指す。

地域の文化財の保存・活用に関わる人材の育成については、文化財保護指導委員とは別に地域の文化財について幅広く身に着けるとともに地域の様々な状況を把握できる人材を育成する。それとは別に、文化財の保存・活用に関する事業のプレーヤーを育成し、地域の自立的・持続的な活動を目指す。

第9章 文化財の保存・活用に関する措置

第5章に記載した、保存活用の考え方に沿って以下の措置を行う。具体的な措置を記載した「文化財の保存・活用に関する措置一覧」には、今回の計画期間内に事業着手し完了または事業を継続的に実施できる状態にすることを旨とする事業（短期的事業）と期間内に事業着手を行い、中長期的な観点から事業を推進するもの（中期的事業）を記載した。これらのいずれの措置も、「今日の津山市を支えた先人たちが守り伝えてきた文化財の再評価」と「再評価した文化財を保存活用しながら新しいまちづくりを進めることで、地域社会の再生を目指すこと」を最終的な目標として行うものである。

本地域計画の期間中に重点的に進めていくべき事業として、城東地区に残る旧苅田家住宅（重要文化財）をはじめとする貴重な歴史資産を保存・整備していく。文化財を新たな用途で活用することによって地区に活気を呼び込んでいき、まずは城東地区を中心として新たな起業を考える人々を集め、滞在人口・交流人口を増加させることを目指す。

次に津山城跡（史跡）を中心とした市街地と城東地区を結ぶ動線を整備していく。そのために可能な限り津山城跡（史跡）のエリアを拡大し、追加指定・公有化を目指す。動線はエリアを東西に貫く出雲往来を中心に設定し、出雲往来と城跡を結ぶエリアは中心市街地活性化事業により再整備を進めていく。

城跡と城東地区を歴史的な脈絡と物理的な動線で結ぶ事ができれば、次に伝建地区とする予定の城西地区についても、当面は重伝建制度による修理・修景を行いながら景観を改善し、同様に由雲往来によって結ばれる動線により一体として位置付けていく。

以上のように当面は城東地区から事業をスタートさせ、他事業との協同により史跡津山城跡を中心とした城下町エリア全体の活性化を目指していく。

中期的には城下町周辺のエリアに存在する関連文化財群についてもそれぞれ一定のエリアごとに地元住民との協同により文化財のあるべき姿を検討し、その実現に向けて事業を進めていく。具体的には城下町周辺で歴史資産が重層的に集中している二宮地区において、その中心と位置付けられる立石家住宅、美和山古墳群、高野神社、姫新線、グンゼ工場等をセットと位置付けて整備を進めていく。

市内全域にまたがる資産として、鉄道を中心とした近代化遺産が存在している。この鉄道は市内ほぼ全域に広がっており、全市的な鉄道ネットワークを構築することが可能であり、鉄道資産を活用した街づくりを目指していく。

なお、事業主体については、一覧のとおり想定しているが、状況に応じて、一覧にはない個人や団体が事業主体となったり、事業支援を行うことを防げるものではなく、柔軟に対応することとしている。

また、「文化財の保存・活用に関する措置一覧」にある措置を行うにあたっての財源は、文化庁の地域文化財総合活用推進事業や文化財保存事業費関係補助金、内閣府の地方創生関係交付金、国土交通省の社会資本整備総合交付金、岡山県教育委員会補助金、津山市補助金等を想定している。あわせて、民間資金の導入についても検討をする。

01 保存・活用に向けた措置

(1) 文化財の調査研究

1) 文化財の調査に関する事業

総合的把握調査(悉皆調査)：文化財の保存と活用を行うにあたって、その現状の把握と継続的な調査を行うことが必要である。しかし現時点で、津山市においては、文化財のすべての類型における総合的な調査は行われていないのが現状である。このような現状の反省から、近代以降の建造物、茅葺家屋、石造美術、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、石碑等、名勝、天然記念物、文化的景観、文化財を保存するために必要な材料・技術等について継続的に文化財の調査を行う。これらの調査については、「新修津山市史」の編さんにあわせた調査体制とし、地域住民を巻き込むことによって全市的な対応を構築する。

調査により把握した文化財をデータベース化するとともに、特に無形文化財や民俗文化財等で、滅失の避けられないものについては積極的に記録保存を行うこととする。これらの情報は津山市のホームページ等で公表する等積極的な情報公開を行う。

詳細調査：これまで史跡・名勝・天然記念物、社寺等の建造物については一定の調査・価値づけができていていると考えるが、仏像等に代表される美術工芸品についての価値づけができていないのが現状である。美術工芸品については、有識者である県立博物館 OB の援助を受けながら本計画期間中に既知のものについては価値づけを実施する。

<具体的な事業>

近代以降の建造物・土木構造物等、茅葺家屋の実態、板碑・宝篋印塔・地蔵等の石造美術、絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍等の美術工芸品、芸能・技術等の無形文化財、有形・無形の民俗文化財、石碑等、名勝、天然記念物、文化的景観を把握するための総合的な調査を今後4年間で実施する。

また、文化財を保存するために必要な材料・技術の調査、無形文化財・無形民俗文化財の記録・公開事業を今後4年間で実施する。

美術工芸品については、既知のものについての価値づけを計画期間内に実施し、必要に応じ

て積極的に文化財指定を進める。

開発事業対応や保存のための調査として、市内遺跡発掘調査等事業を継続的に実施し、あわせて劣化の著しい出土遺物についても順次保存処理を実施していく。

これらの調査で明らかとなった文化財については、市民の共有財産として広く周知するために、全ての文化財のデータベース化を実施し、これを公開する。

文化財の調査研究に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度※1	予定する 財源	事業期間(年度)			
		○単独事業 ○主な事業主体		●共同事業 □事業支援・協力				計画期間			次期計画 以降
		行政		所有者	市民・民間団 体・企業等			2020～	2022～	2024～	
		文化財 担当	その他 担当					2021	2023	2025	
近代以降の建造物調査	近代以降の建造物・土木構造物等を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
茅葺家屋実態調査	茅葺家屋の実態を把握するための調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
石造美術調査	板碑・宝篋印塔・地藏等の石造美術を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
美術工芸品調査	絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍等を把握するための総合的な調査を行う。併せて既知のものについての価値づけを積極的に進める。	○			□	◎	市	○	○		
無形文化財調査	無形文化財(芸能・技術)を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
民俗文化財調査	民俗文化財(有形・無形)を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
石碑等調査	碑等を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
名勝調査	名勝を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
天然記念物調査	天然記念物を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
文化的景観調査	文化的景観を把握するための総合的な調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
文化財を保存するために必要な材料・技術調査	文化財を保存するために必要な材料・技術の調査を行う。	○			□	◎	市	○	○		
無形文化財記録保存事業	無形文化財の記録保存を行い公開する。	○			□	◎	市	○	○		
無形民俗文化財記録保存事業	無形民俗文化財の記録保存を行い公開する。	○			□	◎	市	○	○		
市内遺跡発掘調査等事業	開発事業対応や保存のための調査を実施する。併せて劣化の著しい出土遺物について保存処理を行う。	○			□	□	国・市	○	○	○	○
文化財データベース作成	全ての文化財のデータベースを作成し、これを公開する。	◎				◎	市	○	○		

(2) 文化財の保存

1) 既存の文化財保護制度の活用と新たな制度の新設

未指定文化財について、その価値を判断したうえで所有者等と調整し、積極的に指定・登録につなげ、文化財の規制と保存を基本とした活用を行っていく。あわせて、現在は制度のない「津山市登録文化財」制度を新設し、緩やかな規制による「津山遺産」の保存・活用を積極的に行っていく。

指定・登録が困難な場合、その価値を周知する等により、間接的に保存されるように取り組みを行う。文化財の類型にあてはまらないものの取り扱いについて整理をし、選定の手続等を

制度化し、保存の措置へつなげていく。

今回の文化財保護法改正により、市町村でも設置できることとなった「文化財保護指導委員」制度を導入し、文化財の巡視や所有者への助言を行うことで文化財の保存を確かなものとする。あわせて、地域で文化財を見守る人材を育成しその活動を支援することで文化財を守っていく人材のすそ野の拡大を目指す。

<具体的な事業>

法令に基づく指定や登録等を継続的に行い、文化財の指定・登録を推進し、文化財の保存を確かなものにする。また、津山市独自の文化財登録制度（仮）や文化財提案制度を1年を目途に新設する等して、文化財の類型にあてはまらないものの扱いを制度化する。

文化財保護法191条に基づく津山市文化財保護指導委員を今後1年を目途に設置する。あわせて津山市文化財保護条例等例規の整備を行う。また、岡山県の文化財パトロール制度に準拠した形で、地域で文化財を見守る人材を養成し、津山市文化財見守り活動事業を継続的に実施する。

2) 指定文化財修理・整備等事業

計画に基づいた事業を実施し、文化財を確実に保存・継承していく。

保存活用策が決まっていない文化財については、保存活用計画を作成しそれに基づく修理・整備等を行う。史跡の公有化が継続中のものについては公有化を進め、早期に史跡の整備に着手する。

<具体的な事業>

史跡津山城跡保存整備事業を史跡津山城跡保存整備事業第Ⅱ期計画に基づき着実に実施する。史跡美作国分寺跡整備事業ではこの先数年で史跡地の公有化を完了させ、引き続き史跡としての環境整備に取り組む。

岡山県指定史跡岩屋城跡については、全体実測図の作成等、本計画期間中に整備・活用のための基礎資料の蓄積に努める。

重要文化財旧苅田家住宅については、今年度防災設備設置事業を実施したうえで、次年度以降耐震基礎診断を実施し、その結果を踏まえて保存活用計画を整備したうえで根本修理へと事業を展開していく。

その他、活用のためや滅失の危機にある国・県・市指定の重要文化財の修理・整備を重点的に対応する。

3) 文化財の防犯・防災事業

ノートルダム大聖堂の火災や首里城跡の火災、川崎市民ミュージアムの水害など、近年文化財の防災対策の重要性が再認識されている。貴重な文化財を災害等から守るため、消防団等と協力して防災訓練を行うとともに、自主防災組織等と協力して、文化財の防犯・防災の取り組みを進める。

また、文化財等所有者に対して、個別の文化財にお行ける防災再計画立案の推進を求めるとともに、災害時の対応を取りまとめた各種マニュアルを整備し、あわせて、防災機器の設置を進めていき、ソフト、ハード両面での対応を行うことで、文化財が災害等で毀損・滅失することを最小限にとどめる。

防犯対策については、警察・地域住民と文化財リストの共有を行い、文化財の所在確認・定期的な見回り・防犯意識周知・犯罪発生時の地域での連携等のソフト面での事業を充実するとともに、防犯設備の設置を推進して、文化財を盗難等の犯罪から守ることとする。

災害・犯罪発生時の対応については、岡山県文化財保存活用大綱（令和元（2019）年策定）に定める通り岡山県等の関係機関との連携を密にして対応することとする。

上記の事業を確実にするため、特に、警察・消防と連携を行い、必要に応じて協力して事業を実施する。

<具体的な事業>

近年の文化財の火災による滅失に鑑み、個別の文化財における防災計画立案の推進、消防団等と協力して文化財防火訓練を積極的に実施するのみならず、特に指定文化財の防災設備の整備推進を行う。また、文化財を守るための地域組織の設立等の防災の体制整備を目指す。

あわせて市内全域における文化財防災マニュアル・文化財ハザードマップを作成し、災害発生時の対応方針を定め（観光客（外国人も含む）等への対応も含む）、4年後を目途にマニュアルを作成する。あわせて複数言語でのマニュアルも作成する。マニュアル作成に当たっては、災害の規模による対応体制とネットワークの構築、役割分担を明確にする（所有者、管理者、文化財保存活用支援団体、消防・警察、行政の内外、地域住民を含む）。

以上の事業の実施に当たっては、消防署・警察署等の関係機関と十分に連携していく。

文化財の保存に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	予定する 財源	事業期間(年度)					
		○単独事業 ○主な事業主体		●共同事業 □事業支援・協力				2020～ 2021	2022～ 2023	2024～ 2025	次期計画 以降 2026～		
		行政		所有者	市民・民間団 体・企業等								
		文化財 担当	その他 担当										
既存の文化財保護制度の活用と新たな制度の新設	文化財の指定・登録等の推進	法令に基づく指定や登録等を行い、文化財の保存を確実なものにする。	○				□	-	○	○	○	○	
	津山市独自の文化財登録制度(仮)の新設	津山市独自の文化財登録制度(仮)を新設する。	○				○	-	○				
	文化財提案制度の新設	文化財の種類にあてはまらないものの扱いを制度化する。	○				○	-	○				
	津山市文化財保護指導委員の設置と運用	文化財保護法191条に基づく文化財保護指導委員を設置する。	○				○	市	○	○	○	○	
	津山市文化財保護条例等の整備	津山市文化財保護条例等例規の整備を行う。	○				○	-	○				
	津山市文化財見守り活動事業	地域で文化財を見守る人材を養成し、活動を行う。	●		●	●	○	市	○	○	○	○	
指定文化財等修理・整備等事業	史跡津山城跡保存整備事業	計画に基づき事業を実施する。	○				□	国・県・市	○	○	○	○	
	史跡美作国分寺跡整備事業	史跡地の公有化を進め、史跡としての整備を行う。	○				□	国・県・市	○	○	○	○	
	岡山県指定史跡岩屋城跡基礎調査	図面等の基礎資料を作成する。	○				○	国・県・市	○	○	○	○	
	重要文化財旧刈田家住宅保存修理事業	旧刈田家住宅の保存活用を行うための計画を作成するとともに、建物の修繕を行う。	○				○	☆	国・県・市	○	○	○	○
	指定文化財等修理・整備等事業	特に活用のためや滅失の危機にある文化財の修理・整備を重点的に対応する。	○		○		○	○	国・県・市	○	○	○	○
文化財の防犯・防災事業	文化財防火訓練の実施	消防団等と協力して訓練を行う。	●	●	●	●	□	-	○	○	○	○	
	文化財防災設備の整備	防火・防犯等の設備の整備推進を行う。	●	●	●		○	国・県・市	○	○	○		
	文化財防災体制の整備	文化財防災の地域組織の設立等の体制整備を目指す。	●	●	●	●	○	-	○	○	○		
	文化財防災マニュアルの作成	防災マニュアルを作成する。	○	○			○	-	○	○			
	文化財ハザードマップの作成	ハザードマップの作成を行う。	○	○			○	-	○	○			
	災害発生時の対応マニュアルの整備	災害発生時の対応方針を定め(観光客(外国人も含む)等への対応も含む)、マニュアルを作成する。あわせて複数言語でのマニュアルも作成する。	○	○			○	○	-	○	○		
	消防署・警察署等の関係機関との連携	消防署・警察署等の関係機関と連携した事業の実施を行う。	○	○			○	-	○	○	○	○	

(3) 文化財の活用

1) 文化財の価値を伝える事業

学校での授業のサポートや住民対象の文化財の魅力伝える講座等を開催し、地域文化財の価値を伝えることができる人材を育てることで、文化財の保存を促進するとともに、活用の場での人材育成の一助とする。

多言語化による情報発信を行い、観光等で来訪される外国人にも津山の文化財の価値を知ってもらう等、活用の一助とする。あわせて、近年各地で問題となっている、いわゆる「観光公害」が発生しないように、文化財に接する際のマナーの普及に努める。

<具体的な事業>

小中学校との連携や公民館活動との連携により、身近にある文化財の文化財の魅力伝える文化財講座を継続して開催する。

学校教育との連携の一つとして、岡山チャレンジワーク14事業として県下全域で開催している中学校2年生による職場体験を津山弥生の里文化財センターで継続して受入れることによ

り、文化財について知る機会を確保する。また、例えば本物の文化財や取り扱いが容易なレプリカを実際に学校に持ち込んだり、実際に現地に出かけることが難しい文化財について、場所、時間にとらわれずに学べるようインターネットやリーフレットなどの学習教材を提供するなど、積極的に学校教育で教員へのサポートや文化財に関する授業の実施等を行う。

また、大学等の高等教育機関と連携して公開講座等により、文化財の価値を見出す力の醸成と文化財に関する専門知識の普及に努め、文化財に関わる専門家の育成を図る。

さらに社会教育分野では、博物館等における展示や講演会、講座などを通じて文化財について深く学ぶ機会を提供するとともに、文化財を後世に継承する自発的活動へつながる人材の育成を図る。同時に観光の振興のために必要な取り組み等について、実践的に学べるような取り組みを進める。これら学校・公民館との連携事業は計画認定後速やかに取り組む。

現在津山市では市内全域のサイン表示・多言語化時の用語の統一を目指して全庁的な検討を進めており、その指針が確定次第、パンフレットや説明板等の多言語化による情報発信方法を整備していく。併せて文化財に接するときのマナーについて鑑賞マニュアルを作成し、破損しやすい素材で作られているわが国の文化財の特質について理解を得るとともに周知に努める。

2) 活用に関する基礎調査事業

今まで取り組みが十分ではなかった、ユニバーサルデザインの導入について実施に向けた調査を行い、誰もが楽しめる文化財の環境づくりを目指す。

文化財を活かした観光を推進するにあたり、各種調査を行い、より有効な文化財の活用について検討する。

<具体的な事業>

文化財の活用におけるユニバーサルデザインの導入調査を認定の2年後をめぐりに実施し、その成果に基づき、ユニバーサルツーリズム実施に向けて2年程度調査を行う。

津山市内に所在する文化財群で観光面で集客が見込めるものの市場調査により、文化財を活かした事業推進のためのデータを収集、分析を行い、文化財の磨き上げに活用する。

3) 文化財の公開事業

公開に至っていない博物館等の収蔵資料の整理を行い、その情報を公開することで、その活用を進め研究者を含め多くの人々が、それらの情報を活用することで、新たな歴史的な事実が解明する等の効果を得ることができ、津山の魅力を引き出す一助となることを目指す。これを実現させるためには、収蔵資料のデジタルアーカイブ化による公開を目指す等、新たな公開活用

技術の導入も検討する。

博物館等の展示内容の充実を図り、津山の歴史文化を理解する手助けとなるような取り組みを行う。

<具体的な事業>

令和2年度にリニューアルオープンした津山郷土博物館において、郷土ゆかりの文化財を集めた特別展を2年に1回程度実施する。

博物館で所蔵しているものの、破損等で公開に至っていない文書の整理をVR等の新たな技術の導入も視野に早急に開始し、その情報を積極的に公開する。また、収蔵庫等で保管されたままの資料を有効活用する方針を定め、活用していく方策も同時に検討する。

博物館のリニューアルに伴い、展示内容を充実させ合併後の新市全域の歴史文化の理解を促しているが、今後1年間でさらに充実させていく。

4) 文化財の活用事業

地域に根付く歴史文化の体験・体感を通じて、地域の魅力の向上と地域の活性化につながる文化財の活用を目指し、関連文化財群や保存活用区域における事業を行うとともに、活用のための個別の環境整備を行う。

<具体的な事業>

城下町歴史館保存活用事業として、城下町武家屋敷地区に所在する、津山城下町歴史館ガイダンスの棟における展示の更新等を実施する。

特に関連文化財群・文化財保存活用区域における歴史的建造物の保全・修理を行い、地域の文化財を活かした活動の拠点施設、観光の中核施設等として活用する事業を行う。

現在景観形成重点地区のうち武家屋敷地区で実施している修理修景補助について、市内全域に残る歴史的建造物の修理修景にたいして補助を行う事ができるよう拡充する。

5) ユニークベニュー事業

文化財をユニークベニューとして活用した文化イベント等を検討、実施し、その文化財の魅力をより多くの人たちに知ってもらうことを目指す。

<具体的な事業>

ユニークベニュー事業が実施可能な施設の選定等事業実施に向けた調査を行い、可能な施設から実施する。

文化財の活用に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	予定する 財源	事業期間(年度)			
		○単独事業 ○主な事業主体 ●共同事業 □事業支援・協力		行政 文化財 担当	所有者 その他 担当			市民・民間 団体・企業等	計画期間		
		文化財 担当	所有者 その他 担当			市民・民間 団体・企業等			2020～ 2021	2022～ 2023	2024～ 2025
文化財の価値を伝える事業	文化財講座の実施	文化財の魅力伝える講座を開催する。	○				市	○	○	○	○
	職場体験の受入れ	中学校2年生による職場体験事業(岡山チャレンジワーク14事業)の受入れ(文化財業務)。	○	○			-	○	○	○	○
	学校教育との連携事業	学校教育で教員へのサポートや文化財に関する授業の実施等を行う。	○	○			-	○	○	○	○
	観光教育の実施	観光の振興のために必要な取り組み等について、学校で実践的に学べるような取り組みを進める。	○	○		○	未		○	○	○
	多言語化による情報発信	パンフレットや説明板等の多言語化による情報発信方法の整備。	○				国・市		○	○	
文化財鑑賞マニュアルの作成	特に文化財に接するときのマナーについて鑑賞マニュアルを作成し、周知に努める。	○				-		○			
基礎調査事業	ユニバーサルデザインの導入調査	ユニバーサルデザイン導入に向けての調査を行う。	○	○		○	市		○		
	ユニバーサルツーリズム実施調査	ユニバーサルツーリズム実施に向けての調査を行う。	○	○		○	市			○	
	市場調査	市場調査を行い、文化財を活かした事業推進のためのデータを収集、分析を行う。	○			○	市		○		
文化財の公開事業	特別展の開催	郷土博物館で郷土ゆかりの文化財を集め展覧会を実施する。		○			市	○	○	○	○
	博物館所蔵文書の情報公開	公開に至っていない博物館所蔵文書の整理(新たな技術の導入も視野に)を行い、その情報を公開する。		○			市		○	○	○
	博物館等での展示の拡充	博物館等の展示内容を充実させ、地域の歴史文化の理解を促す。		○			市	○	○	○	○
	博物館等収蔵資料の有効活用	収蔵庫等で保管されたままの資料を有効活用する方針を定め、活用していく。		○			市	○	○	○	○
文化財の活用事業	城下町歴史館保存活用事業	歴史館ガイダンスの棟の改良等。		○			未	○	○	○	
	歴史的建造物活用事業	地域に残る歴史的建造物の修繕を行い、地域の文化財を活かした活動の拠点施設等として活用する事業を行う。		●	●	●	未	○	○	○	○
	伝建地区外の街並み保存事業	伝建地区外に残る歴史的建造物の修理修景にたいして補助を行う。		○			未	○	○	○	○
ユニークバニユ事業	実施可能な施設の選定等事業実施に向けた調査を行い、実施する。	●		●		○	市	○	○	○	○

6) 関連文化財群の活用事業

津山の魅力を伝えるため、関連文化財群のストーリーや地図をホームページで公開して、パンフレット等を作成し配布する。関連文化財群を見学しやすくし、あわせて理解しやすくなるような環境整備を行う。

関連文化財群をめぐるツアーを実施し、関連文化財群の普及に努める。

<具体的な事業>

津山市として、マーケティング等の必要な調査を行い、自律的で継続可能な関連文化財活用戦略を早急に立案する。同時に文化財自体の整備とともに、構成文化財の案内表示等周辺環境の整備を本計画期間中に行い、関連文化財群をより理解しやすいものになるようにする。また、来訪者の利便性を確保し、関連文化財群の魅力を伝える場としてのガイダンス施設(ワンストップの情報窓口)の整備を本計画期間中に行う。

民間旅行会社、観光 DMO 等と連携し、ストーリーを体験し津山の魅力を感じることができ
るモデルルートを設定して旅行商品の企画する等の観光事業を本計画期間後半に目指す。

つやま産業支援センター（行政内部）において、地域のブランドの創出を地域の企業と共同で
実施しているが、さらに地域の文化財とそのストーリーを通じた地域のブランド化支援に本計
画期間後半に取り組む。このブランドに基づく事業化による新たな産業の創出で、地域活性化
の一助となることを目指す。

地域住民に関連文化財群の魅力を伝える普及啓発を行い、彼ら自らが地域の魅力を語るこ
とができるよう、その担い手を育成する事業に直ちに着手する。

また、文化財保存活用の人材育成事業として、例えば関連文化財群を活かした事業を展開す
るための民間プレーヤーとして、ヘリテージマネージャーの育成支援を行い、民間による自律的・
継続的な文化財の保存・継承を目指す取り組みに直ちに着手する。

関連文化財群のストーリーの魅力を伝える海外を含む戦略的な情報発信を 3 年以内に開始し、
交流人口の増加を目指す。

関連文化財群を知り、楽しむことができるガイドマップを 3 年後を目途に作成する。

（1）中国山地の製鉄所～鉄の遺構群

現在市内において砂鉄採取ができる場所はなく、製鉄自体も明治初期を以て終了しているが、
市内北部の加茂地域においてはかつて砂鉄を採取した残骸の地形が顕著に残っている。

しかしながら地元住民もすでにタタラ製鉄については知る人もなく、その伝統は途絶えてい
る。そのため、かつての産業を地元で再現することにより、地元の文化財を改めて認識して
もらい、文化財保護・活用の意識を醸成することを目指す。

具体的には今年度から岡山理科大学・津山工業高等専門学校と連携して試験的な砂鉄採取を
実施し、その成果を見極めながら、タタラ製鉄を再現する。事業にあたっては、地元住民の協
力を得て砂鉄採取可能な場所を探索し、可能であれば採取地近隣で、少なくとも旧加茂地域で
公開製鉄実験を実施する。

（2）法然ゆかりの立石家

市内二宮地区に所在する立石家住宅は、古代末以来連綿と同じ場所に所在し続けている。そ
の間建物は改築を繰り返し、現在は近世（江戸時代中期～後期）の建物群が現存している。この
建物群は現在の所有者がその有効な利活用方法を模索している。また、地元地区においてもこ
の住宅を保存・活用しようという機運が盛り上がり、行政だけでなく地元住民の協力を
得ながら、地区の拠点となる施設への整備を模索する。

また、立石家住宅の周辺には美作国二宮である、高野神社、美作最大の前方後円墳を含む美

和山古墳群、近世の発展に寄与したグンゼ工場等が所在しており、将来的にはこの一帯を文化財保存活用区域に設定することも視野に入れながら保存・活用に努める。

(3) おいしい津山の食文化

現在津山市では「食」をテーマに市を挙げてのプロモーションを実施している。現在の力点は近世から近代にかけて大いに発展した肉食文化を中心として、B級グルメブームで名を馳せた「ホルモンうどん」のみならず、他地域では見ることの少ない部位・加工方法等の情報発信を行っている。このプロモーション活動に、「食の歴史」を付加することにより、この食文化が当地方の伝統に培われたものであることを周知していく。

また、和菓子については現在市内においてもその伝統を知るものが少なく、消滅の危機に瀕している。これについては後継者の育成を支援するための方策を早期に検討し、その技術が途絶えることがないように取り組んでいく。

(4) 山陰と山陽をむすぶ鉄道の夢～津山の鉄道文化財が語る人と歴史のドラマ～

本章冒頭で記述した通り、市内全域に近代化遺産が数多く存在しており、中でも鉄道遺産は市内ほぼ全域に広がっており、全市的な鉄道ネットワークを構築することが可能である。

全国近代化遺産活用連絡協議会総会を津山で開催し、近代化遺産について広く市民に認識を深めてもらうとともに、鉄道遺産の魅力の発信に努める。

具体的には市民参加のもとで市内全域の鉄道遺産の悉皆調査を実施することにより、市内全域にわたる鉄道遺産見学ルートを構築し、特に「全国で唯一、2基の転車台を持つ」等、他都市にはない独自の魅力を発信していく。さらに現在 JR 西日本が実施している「スローライフ列車」と共同する形での見学会等を開催していく。

関連文化財群の活用に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	予定する 財源	事業期間(年度)			
		○単独事業 ○主な事業主体 ●共同事業 □事業支援・協力		所有者	市民・民間団 体・企業等			計画期間			次期計画 以降
		行政 文化財 担当	その他 担当			2020～ 2021		2022～ 2023	2024～ 2025	2026～	
関連文化財活用戦略の立案	自律的で継続可能な戦略を立案するとともに、マーケティング等の必要な調査を行う。	○	○			◎	市	○	○		
ガイダンス施設の整備	来訪者の利便性を確保し、関連文化財群の魅力伝える場としての情報窓口(ワンストップ)の整備を行う。	○	○			◎	国・市	○	○	○	
構成文化財の整備	文化財自体の整備とともに、案内表示等の周辺環境の整備を行い、関連文化財群をより理解しやすいものになることを目指す。	◎				◎	未			○	○
旅行商品の企画等の観光事業	ストーリーを体験し、津山の魅力を感じることができるモデルルートを設定し観光商品化を目指す。	●	●		●	◎	未			○	○
地域のブランドの創出	地域の文化財とそのストーリーを通じた地域のブランド化に取り組む。このブランドに基づく事業化による新たな産業の創出をめざし、地域活性化の一助となることを目指す。	□	□		○	○	未			○	○

普及啓発事業	地域住民に関連文化財群の魅力を伝える普及啓発を行い、彼ら自らが地域の魅力を語ることができるようになることを目指す。特に学校を通じた活動を積極的に行う。	◎				◎	未	○	○	○	○
人材育成事業	関連文化財群を活かした事業を展開する、民間プレーヤーの育成を行い民間による自律的・継続的な取り組みを目指す。	●	●		●	○	未		○	○	○
情報発信事業	ストーリーの魅力を伝える海外を含む戦略的なプロモーションを行い、交流人口の増加を目指す。	◎				◎	国・市		○	○	○
関連文化財群ガイドマップの作成	関連文化財群のガイドマップを作成する。	◎				◎	市		○	○	○
「中国山地の製鉄所 鉄の遺構群」事業	砂鉄採集等の取り組みを行い、最終的にタタラ製鉄の再現を目指す。	●	●	●	●	◎	国・市		○	○	○
「法然ゆかりの立石家」事業	地域住民と協働して、立石家(未指定文化財)の積極的な保存活用を図る。	●	●	●	●	◎	国・市		○	○	○
「おいしい 津山の食文化」事業	シティープロモーションとしての情報発信を行う。関係機関と協力して、和菓子等の後継者の育成を図る。	●	●	●	●	◎	国・市		○	○	○
「山陰と山陽をむすぶ鉄路の夢」事業	全国近代化遺産活用連絡協議会に加入し、近代化遺産の活用を推進するとともに、具体的な周遊ルートを設定して事業化を目指す。	●	●	●	●	◎	国・市		○	○	○

7) 文化財保存活用区域(津山城跡とその周辺地区)の活用事業

文化財保存活用区域設定により、津山城跡や城東地区重要伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史的町並みを維持し、そこで行われている人々の活動を支援する取り組みを通じて、区域内の歴史的景観を守っていくことを目指す。あわせて、津山のまちの魅力を高め、観光の振興やそれに伴う経済的な効果を得て、地域社会の活性化にも寄与する取り組みを行う。

<具体的な事業>

宮川門跡地整備事業として、孕み出し・倒壊の危険性が指摘され、平成 23 (2011) 年度に歴史的風致維持向上計画による街並み環境整備事業で東半分を修理した宮川門北面石垣の西半分の修理未完の部分について、修理工事を実施する。

京橋門跡地整備事業として、市指定史跡「津山城外濠跡」(京橋門の跡地)で遺構の景観を阻害している既設専有物が所在している土用地を購入し、専有物の撤去を行い景観の整備を実施する。

作州民芸館等保存活用事業として、登録有形文化財 旧土居銀行津山支店(通称作州民芸館)及び登録有形文化財 旧中島病院本館の2棟の建物を改修し、地元のまちづくり協議会が指定管理者として運営主体となり、「まちの駅」としての活用を行う。

重要伝統的建造物群保存地区保存事業として、城東地区においては平成 26 (2014) 年度から継続して実施している伝統的建造物の修理等を引き続き実施し、街並み景観の維持向上に取り組むとともに、地域の特徴を生かした持続可能なまちづくりを行う。また、城西地区においては、令和 2 (2020) 年度中の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指す。

防災設備事業として、特に城東地区においては平成 30 (2018) 年度に策定した津山市城東伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき防災設備の整備を進め、重伝建地区の歴史的町並み景

観を守り、地域住民の安心と安全を確保する。また、城東地区の拠点施設である重要文化財旧苅田家住宅についても前記防災計画との整合性を図りつつ、本年度に防災施設整備事業を実施する。

歴史的風致維持向上事業では、城東地区の街路の無電柱化・側溝整備を進め、歴史景観地区にふさわしい街路空間の整備を施工条件が整い次第行うことにより、街並み保存の推進と観光客の増加による地域活性化を目指す。

旧苅田家住宅付属町家群整備事業では、津山市が所有する旧苅田家住宅付属町家群4棟を一棟貸しの宿泊施設として整備、コンセッション方式により本年7月から民間へ20年間の運営権を設定し、自由な運営に委ねることにより、城東地区の地域活性化の起爆剤とする。

津山市においてはいわゆる重伝建の助成制度とは別建てで市内全域をカバーできる「津山市街並み保存助成制度」を制度として持っており、この制度を城西地区・武家地地区で活用することによって、城下町街並み保存対策事業として、城下町に残る家屋敷等の歴史的建造物を保存修理し、歴史遺産の継承活用によるまちづくりの推進と、観光資源としての活用を目指す。

岡山県指定重要有形民俗文化財の「津山だんじり」については、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業等を活用し、保存・修理・活用事業を実施しているところであるが、引き続きだんじりが出勤するための用具の整備の実施、また映像記録の作成を実施する。

津山城跡内にある鶴山館は文化財としては未指定であるが、元来津山藩の藩校の建物の一部であり、唯一の津山藩政期の建造物であることから、令和3(2021)年度から文化財的価値を損なわない形での修理・改修を実施し、津山城あるいは津山城下町のガイダンス施設として整備する。

史跡津山城跡については「史跡津山城跡保存整備計画」により着実に環境整備を進めているところであるが、都市公園としての「鶴山公園」景観整備事業については、都市計画課が所管して「史跡津山城跡樹木管理計画」に基づき街並み環境整備事業により、毎年桜の補植、斜面の自然樹木の伐採・法面整備、道路整備等を実施しているところである。今後も平成31(2019)年3月に改定した樹木管理計画に基づき、事業を進めていく。

名勝旧津山藩別邸庭園(衆楽園)については具体的な整備活用方針が未定であるため、当面の事業として園内建物の改修、入場者カウンターの設置、便益施設の更新、園内樹木等の管理を、都市建設部都市計画課により実施していく。

まちなかサイン整備事業については、これまで行政内部で統一がされておらず、行政外においても観光協会等阻止に毎にまちまちなサイン表示を市内に掲示しており、その統一が課題となっている。これを本計画前半に都市計画部門と観光部門と文化財部門で統一を図り、その後

順次サイン表示を更新していくことにより、観光客の利便性と回遊性の向上を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上につなげる。

城西伝統的建造物群保存地区の西端を区切る市道安岡町押入線（1006号線）の道路改良工事は、用地買収が終了次第、歴史的町並み景観形成に配慮した道路景観および小公園を歴史まちづくり推進室が整備を行う。

文化財保存活用区域（津山城跡とその周辺地区）の活用に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □実施中	予定する 財源	事業期間（年度）			
		◎単独事業 ○主な事業主体 ●共同事業 □事業支援・協力		所有者 市民・民間団 体・企業等	計画期間			次期計画 以降			
		行政	文化財 担当		2020～ 2021				2022～ 2023	2024～ 2025	
		その他 担当									
宮川門跡地整備事業	宮川門を構成する石垣の修復復元を行う。		◎			□	市	○	○	○	○
京橋門跡地整備事業	用地等購入の後既存建物の撤去を行い整備する。	◎				□	市	○	○	○	○
作州民芸館保存活用事業	施設改修を行い民間活用で事業を行う。		◎			□	市	○	○	○	○
伝統的建造物群保存地区保存事業（城東地区）	伝統的建造物の修理等を行い街並み景観の維持向上に取り組み、地域の特徴を生かした持続可能なまちづくりを行う。		◎			□	市	○	○	○	○
防災設備事業（城東地区）	総合的な防災計画を策定し、これに基づき防災設備の整備を進め、重伝建地区の歴史的町並み景観を守り、地域住民の安心と安全を確保する。		◎			□	市	○	○	○	○
歴史的風致維持向上事業（城東地区無電柱化・側溝整備）	歴史景観地区にふさわしい道路空間の整備を行うことにより、街並み保存の推進と観光客の増加による地域活性化を目指す。		◎			□	市	○	○	○	○
旧河田家住宅付属町家群整備事業	宿泊施設として整備を行い、地域活性化の一助とする。		◎			☆	市	○			
城下町街並み保存対策事業（城西地区・武家地地区）	「津山市街並み保存助成制度」を活用し、城下町に残る家屋敷等の歴史的建造物を保存修理することにより、歴史遺産の継承活用によるまちづくりの推進と、観光資源としての活用を目指す。		◎			□	国・市	○	○	○	○
津山だんじりの保存・継承事業	津山だんじりの用具等の整備、映像記録等の作成を行う。	□		○		□	国・県・市	○	○	○	
鶴山館保存整備事業	津山城跡内にある鶴山館（未指定文化財）を改修し、ガイダンス施設として整備する。		◎			□	国・市	○	○	○	○
史跡津山城跡「鶴山公園」景観整備事業	桜の植樹、斜面の自然樹木の伐採・法面整備、道路整備。		◎			□	国・市	○	○	○	○
名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）活用整備事業	園内建物の改修、入場者カウンターの設置、便益施設の維持管理、園内樹木等の管理。		◎			□	市	○	○	○	○
まちなかサイン整備事業	観光案内標識の統一により、観光客の利便性と回遊性の向上を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上につなげる。		◎			□	市	○	○	○	
安岡町押入線（1006号線）道路改良工事	歴史的町並み景観形成に配慮した道路および小公園を整備し歴史的風致維持の向上に寄与することを目的とする。		◎			□	国	○	○		

（４）住民や民間団体との協働

1) 文化財を保存・活用するための人材育成や体制を整備する事業

地域計画を多くの人に知ってもらい、事業推進の一助とするため地域計画に関係したシンポジウム等を開催する。

住民や民間団体と協力して事業を推進するために、地域計画審議会の機能を強化するとともに、文化財保存活用支援団体の認定について、検討を行い、また認定に向けた支援を行う。

民間の自立した文化財を活かした事業を推進し、地域の活性化へとつなげるためのプレーヤー

の育成を行う。

<具体的な事業>

地域計画の周知のためのシンポジウムの開催。年に1回以上、様々な場所を通じて、住民に地域計画を周知し、ともに地域の文化財について考えてもらうシンポジウムを機会を通じて可能な限り開催する。

地域計画を実効性のあるものとするため、既存の地域計画審議会を活かして、構成員に民間団体等を積極的に加えることにより、地域計画審議会の機能強化を図る。さらに、民間の文化財保存活用支援団体の早期の指定を目指し、団体を構成する個人を育成するための支援を実施していく。当面は、歴史的建造物に精通した団体の育成を目指し、ヘリテージマネージャーの育成への助成を出来る限り早期に開始する。

現在も「津山こたび」として津山市観光協会と協働で津山の文化財の魅力を知ってもらう事業を実施しているが、年間数十名の実績に留まっており、令和2(2020)年度以降は更に文化財を活かした観光プログラムを開発し、外部への文化財の魅力発信を図る。

住民や民間団体との協働に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □実施中	予定する 財源	事業期間(年度)			
		○単独事業 ○主な事業主体 ●共同事業 □事業支援・協力		所有者	市民・民間団体・企業等			計画期間			次期計画以降
		行政 文化財担当	その他 担当					2020～ 2021	2022～ 2023	2024～ 2025	
地域計画の周知	シンポジウムの開催を通じて、住民に地域計画を周知する。	◎				□	国・市	○			
地域計画審議会の機能強化	既存の地域計画審議会を活かして、構成員に民間団体等を加え、機能を強化する。	◎				◎	市	○			
文化財保存活用支援団体指定の検討	団体の認定の検討を行い、また、認定に向けての支援を行っていく。	●			●	☆	市	○	○	○	○
津山市観光協会との連携	文化財を観光に活かした事業を推進し、地域の活性化につなげる。	●			●	○	-	○	○	○	○

(5) 資金面での対応

1) 保存・活用するための資金面での事業

主に資金面において、所有者が維持管理しやすい仕組みについて検討を行い、必要であればクラウドファンディング等の、民間資金の導入や津山市の補助金要綱の改正等を行う。

<具体的な事業>

現在の指定文化財及び歴史的風致形成建造物保存事業等補助金交付要綱では、指定文化財以外に金銭的な補助をすることが不可能であるため、すべての文化財の保存・活用・継承を行うために、補助対象を未指定文化財に広げること等の検討を行い2年以内に庁内のコンセンサスを果たすべく、必要な改正を行う。また、行政の補助金に拠らない資金調達的手法として、クラウドファンディング等により民間資金を導入することについての是非も含めて検討する。

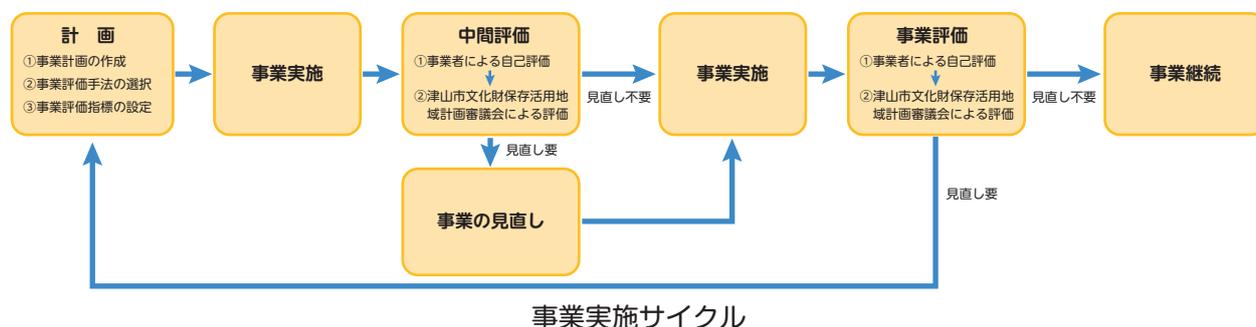
資金面での対応に関する事業一覧表

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □実施中	予定する 財源	事業期間(年度)			
		行政		所有者	市民・民間団 体・企業等			計画期間			次期計画 以降
		文化財 担当	その他 担当					2020～ 2021	2022～ 2023	2024～ 2025	
(津山市) 指定文化財及び歴史的風致形成建造物保存事業等補助金交付要綱の改正	補助対象を未指定文化財に広げること等の検討を行い、必要な改正を行う。	◎				◎	-	○			
民間資金導入の検討	クラウドファンディング等、民間資金の導入について検討する。	○			□	○	-		○		

02 措置の進捗管理と事業評価の方法

1) 進捗管理と事業評価の定義

進捗管理と事業評価（以下、事業評価という）は、個別事業等を対象に、費用に見合った取り組みの効果が得られている等を事前に評価するとともに、事業実施中及び事業終了時の検証を行うものとする。なお、事業全体の進捗管理や事業評価については、津山市5次総合計画により実施するものとする。



2) 事業評価の目的

事業評価の意義を次の点に求めることができる。

- ①対象事業の年度ごとの事業だけではなく、中・長期計画事業の改善を図ることができること。
- ②事業の費用を含めた効率化を図ることができること。
- ③事業の成果や問題点を明らかにすることで、事業の意義等を明確にすることができること。
- ④事業の意義等を明確にすることで事業の財源確保の根拠となること。

3) 事業評価を行う者

事業評価は、次の者が行うこととする。

- ①事業を行う機関、団体及び個人等
- ②津山市文化財保存活用地域計画審議会

4) 事業評価の手法

事業評価は事業の目標を設定した後に次の点について行うものとする。ただし、例えば、事業実施により、すぐに効果が表れるものとそうではないものがあるため、事業の性格を適切に判断して評価を行うこととし、画一的な事業評価を避けることとする。

- ①事業実施過程の評価
- ②事業の直接的な評価（処理数、参加者数等の数値で評価できるもの）
- ③事業の結果生じた成果や効果の評価（事業者や参加者の意見等の記録により評価するもの）

5) 事業評価の時期

事業評価の時期については原則、次のとおりとする。

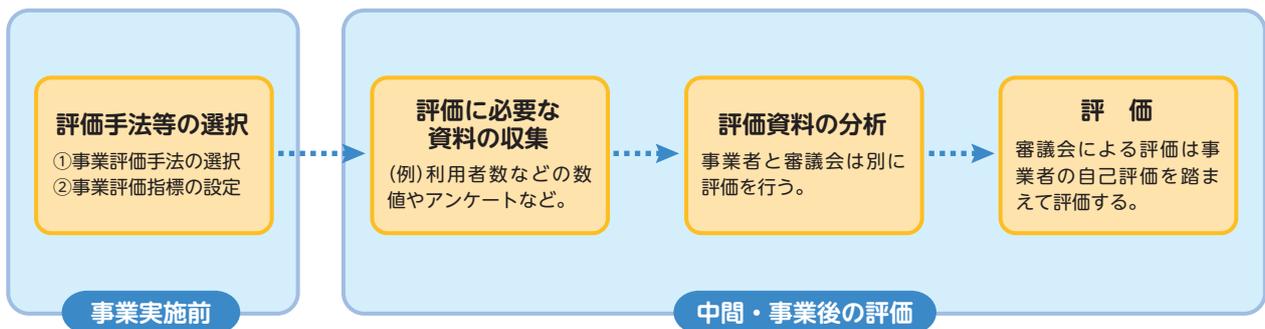
- ①事前調査 事業実施前に行う。
- ②中間評価 事業実施中に事業の状況を評価し、必要に応じて計画を修正する。
- ③事後評価 事業の総括や事業を継続する場合に改善の必要性等の判断を行う。

6) 事業評価の指標

事業評価は、事業ごとに設定する目標が異なるため、その評価も異なってくる。そのため、どのような指標で事業評価を行うかは、事業実施前に明らかにしておく必要がある。この点に関しては、「政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）」等を参考事業の必要性・費用対効果・優先性・公共性等について設定する。

7) 事業評価の手順

事業の費用対効果等を検証するための事業評価の手順は、次のとおりとする。



評価のフロー

文化財の保存・活用に関する措置一覧

保存・活用に関する課題	保存・活用に関する方針	保存・活用に関する措置	措置の名称	
<ul style="list-style-type: none"> ●文化財に関する総合的な調査が不十分な分野や地域があり、また情報が古いものが見られ、文化財の現状把握が十分でないこと。 ●文化財の価値づけが不十分なものがあり、そのため市民がその価値を正しく認識できていないこと。 	文化財の調査研究	文化財の調査に関する事業	1	近代以降の建造物調査
			2	茅葺家屋実態調査
			3	石造美術調査
			4	美術工芸品調査
			5	無形文化財調査
			6	民俗文化財調査
			7	石碑等調査
			8	名勝調査
			9	天然記念物調査
			10	文化的景観調査
			11	文化財を保存するために必要な材料・技術調査
			12	無形文化財記録保存事業
			13	無形民俗文化財記録保存事業
			14	市内遺跡発掘調査等事業
			15	文化財データベース作成
<ul style="list-style-type: none"> ●既存の制度では、保存・継承できない文化財への対応が十分ではないこと。 ●防災・防犯への取り組みが十分ではないこと。 ●災害発生時の対応マニュアルが十分整備されていないこと。 	文化財の保存	既存の文化財保護制度の活用と新たな制度の新設	16	文化財の指定・登録等の推進
			17	津山市独自の文化財登録制度(仮)の新設
			18	文化財提案制度の新設
			19	津山市文化財保護指導委員の設置と運用
			20	津山市文化財保護条例等の整備
			21	津山市文化財見守り活動事業
		指定文化財等修理・整備等事業	22	史跡津山城跡保存整備事業
			23	史跡美作国分寺跡整備事業
			24	岡山県指定史跡岩屋城跡基礎調査
			25	重要文化財旧苅田家住宅保存修理事業
			26	指定文化財等修理・整備等事業
		文化財の防犯・防災事業	27	文化財防火訓練の実施
			28	文化財防災設備の整備
			29	文化財防災体制の整備
			30	文化財防災マニュアルの作成
			31	文化財ハザードマップの作成
			32	災害発生時の対応マニュアルの整備
			33	消防署・警察署等の関係機関との連携

※1 事業優先度1：認定後、先行して取り組む事業
事業優先度3：中長期的に実施する事業

事業優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事業
事業実施中：現在実施中の事業

※2 国：国庫補助金・交付金等 県：県費補助金 市：市財源 未：未定 一：なし その他：民間資金等

第9章 文化財の保存・活用に関する措置

措置の内容	事業主体				事業優先度※1	予定する 財源※2	事業期間（年度）				
	<input type="radio"/> 単独事業 <input type="radio"/> 主な事業主体 <input checked="" type="radio"/> 共同事業 <input type="checkbox"/> 事業支援・協力						☆事業優先度1 ◎事業優先度2 ○事業優先度3 <input type="checkbox"/> 事業実施中	計画期間			次期計 画以降
	行政		所有者	市民・民間 団体・企業等	2020～ 2021			2022～ 2023	2024～ 2025	2026～	
	文化財 担当	その他 の担当									
近代以降の建造物・土木構造物等を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
茅葺家屋の実態を把握するための調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
板碑・宝篋印塔・地蔵等の石造美術を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍等を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
無形文化財（芸能・技術）を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
民俗文化財（有形・無形）を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
碑等を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
名勝を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
天然記念物を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
文化的景観を把握するための総合的な調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
文化財を保存するために必要な材料・技術の調査を行う。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
無形文化財の記録保存を行い公開する。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
無形民俗文化財の記録保存を行い公開する。	○			<input type="checkbox"/>	◎	市					
開発事業対応や保存のための調査を実施する。併せて劣化の著しい出土遺物について保存処理を行う。	○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・市					
全ての文化財のデータベースを作成し、これを公開する。	◎				◎	市					
法令に基づく指定や登録等を行い、文化財の保存を確実なものにする。	◎				<input type="checkbox"/>	—					
津山市独自の文化財登録制度（仮）を新設する。	◎				◎	—					
文化財の種類にあてはまらないものの扱いを制度化する。	◎				◎	—					
文化財保護法191条に基づく文化財保護指導委員を設置する。	◎				◎	市					
津山市文化財保護条例等例規の整備を行う。	◎				◎	—					
地域で文化財を見守る人材を養成し、活動を行う。	●		●	●	○	市					
計画に基づき事業を実施する。	◎				<input type="checkbox"/>	国・県・市					
史跡地の公有化を進め、史跡としての整備を行う。	◎				<input type="checkbox"/>	国・県・市					
図面等の基礎資料を作成する。	◎				○	国・県・市					
旧刈田家住宅の保存活用を行うための計画を作成するとともに、建物の修繕を行う。	◎				☆	国・県・市					
特に活用のためや滅失の危機にある文化財の修理・整備を重点的に対応する。	○			○	◎	国・県・市					
消防団等と協力して訓練を行う。	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	—					
防火・防犯等の設備の整備推進を行う。	●	●	●	●	○	国・県・市					
文化財防災の地域組織の設立等の体制整備を目指す。	●	●	●	●	○	—					
防災マニュアルを作成する。	○	○			◎	—					
ハザードマップの作成を行う。	○	○			◎	—					
災害発生時の対応方針を定め（観光客（外国人も含む）等への対応も含む）、マニュアルを作成する。あわせて複数言語でのマニュアルも作成する。	○	○			◎	—					
消防署・警察署等の関係機関と連携した事業の実施を行う。	○	○			○	—					

保存・活用に関する課題	保存・活用に関する方針	保存・活用に関する措置	措置の名称	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の魅力的な歴史文化に関心をもって理解し、その魅力を発信できる人材を育てる取り組みが十分ではないこと。 ●学校や地域社会に対する積極的な働きかけが十分ではないこと。 ●外国からの来訪者への対応が十分ではないこと。 ●新たな技術を導入する等、既存の取り組みにとられない、新たな公開、活用事業の実施が十分検討されてこなかったこと。 ●ユニバーサルデザインの導入等誰もが文化財に親しむことができる環境整備が十分ではなかったこと。 ●文化財担当からユニークベニュー等の新たな文化財活用の可能性について十分提案できていなかったこと。 	文化財の活用	文化財の価値を伝える事業	34	文化財講座の実施
			35	職場体験の受入れ
			36	学校教育との連携事業
			37	観光教育（小・中・高・大）の実施
			38	多言語化による情報発信
			39	文化財鑑賞マニュアルの作成
		活用に関する基礎調査事業	40	ユニバーサルデザインの導入調査
			41	ユニバーサルツーリズム実施調査
			42	市場調査
		文化財の公開事業	43	特別展の開催
	44		博物館所蔵文書の情報公開	
	45		博物館等での展示の拡充	
	46		博物館等収蔵資料の有効活用	
	文化財の活用事業	47	城下町歴史館保存活用事業	
		48	歴史的建造物活用事業	
		49	伝建地区外の街並み保存事業	
	ユニークベニュー事業	50	ユニークベニュー事業	
	関連文化財群	関連文化財群の活用事業	51	関連文化財活用戦略の立案
			52	ガイドンス施設の整備
			53	構成文化財の整備
54			旅行商品の企画等の観光事業	
55			地域のブランドの創出	
56			普及啓発事業	
57			人材育成事業	
58			情報発信事業	
59			関連文化財群ガイドマップの作成	
60			「中国山地の製鉄所 鉄の遺構群」事業	

※ 1 事業優先度 1：認定後、先行して取り組む事業
事業優先度 2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事業
事業優先度 3：中長期的に実施する事業
事業実施中：現在実施中の事業

※ 2 国：国庫補助金・交付金等 県：県費補助金 市：市財源 未：未定 一：なし その他：民間資金等

第9章 文化財の保存・活用に関する措置

措置の内容	事業主体				事業優先度※1	予定する財源※2	事業期間(年度)				
	<input type="radio"/> 単独事業 <input type="radio"/> 主な事業主体 <input checked="" type="radio"/> 共同事業 <input type="checkbox"/> 事業支援・協力						☆事業優先度1 ◎事業優先度2 ○事業優先度3 <input type="checkbox"/> 事業実施中	計画期間			次期計画以降
	行政		所有者	市民・民間 団体・企業等	2020～ 2021			2022～ 2023	2024～ 2025	2026～	
	文化財 担当	その他 の担当									
文化財の魅力伝える講座を開催する。	◎				□	市					
中学校2年生による職場体験事業(岡山チャレンジワーク14事業)の受入れ(文化財業務)。	○	○			□	—					
学校教育で教員へのサポートや文化財に関する授業の実施等を行う。	○	○			□	—					
観光の振興のために必要な取り組み等について、学校で実践的に学べるような取り組みを進める。	○	○		○	○	未					
パンフレットや説明板等の多言語化による情報発信方法の整備。	◎				◎	国・市					
特に文化財に接するときのマナーについてマニュアルを作成し、周知に努める。	◎				◎	—					
ユニバーサルデザイン導入に向けての調査を行う。	○	○		○	◎	市					
ユニバーサルツーリズム実施に向けての調査を行う。	○	○		○	◎	市					
市場調査を行い、文化財を活かした事業推進のためのデータを収集、分析を行う。	◎				◎	市					
郷土博物館で郷土ゆかりの文化財を集め展示会を実施する。		◎			□	市					
公開に至っていない博物館所蔵文書の整理(新たな技術の導入も視野に)を行い、その情報を公開する。		◎			○	市					
博物館等の展示内容を充実させ、地域の歴史文化の理解を促す。		◎			□	市					
収蔵庫等で保管されたままの資料を有効活用する方針を定め、活用していく。		◎			□	市					
歴史館ガイダンスの棟の改良等。		◎			○	未					
地域に残る歴史的建造物の修繕を行い、地域の文化財を活かした活動の拠点施設等として活用する事業を行う。		●	●	●	○	未					
伝建地区外に残る歴史的建造物の修理修景にたいして補助を行う。		◎			○	未					
実施可能な施設の選定等事業実施に向けた調査を行い、実施する。	●		●		◎	市					
自律的で継続可能な戦略を立案するとともに、マーケティング等の必要な調査を行う。	○	○			◎	市					
来訪者の利便性を確保し、関連文化財群の魅力を伝える場としての情報窓口(ワンストップ)の整備を行う。	○	○			◎	国・市					
文化財自体の整備とともに、案内表示等の周辺環境の整備を行い、関連文化財群をより理解しやすいものになることを目指す。	◎				◎	未					
ストーリーを体験し、津山の魅力を感じることができるモデルルートを設定し観光商品化を目指す。	●	●		●	◎	未					
地域の文化財とそのストーリーを通じた地域のブランド化に取り組む。このブランドに基づく事業化による新たな産業の創出をめざし、地域活性化の一助となることを目指す。	□	□		○	○	未					
地域住民に関連文化財群の魅力を伝える普及啓発を行い、彼ら自らが地域の魅力を語るができるようになることを目指す。特に学校を通じた活動を積極的に行う。	◎				◎	未					
関連文化財群を活かした事業を展開する、民間プレーヤーの育成を行い民間による自律的・継続的な取り組みを目指す。	●	●		●	○	未					
ストーリーの魅力を伝える海外を含む戦略的なプロモーションを行い、交流人口の増加を目指す。	◎				◎	国・市					
関連文化財群のガイドマップを作成する。	◎				◎	市					
砂鉄採集等の取り組みを行い、最終的にタタラ製鉄の再現を目指す。	●	●	●	●	◎	国・市					

保存・活用に関する課題	保存・活用に関する方針	保存・活用に関する措置	措置の名称	
			61	「法然ゆかりの立石家」事業
			62	「おいしい 津山の食文化」事業
			63	「山陰と山陽をむすぶ鉄道の夢」事業
	文化財保存活用区域	「津山城とその周辺地区」活用事業	64	宮川門跡地整備事業
			65	京橋門跡地整備事業
			66	作州民芸館保存活用事業
			67	伝統的建造物群保存地区保存事業（城東地区）
			68	防災設備事業（城東地区）
			69	歴史的風致維持向上事業（城東地区無電柱化・側溝整備）
			70	旧刈田家住宅付属町家群整備事業
			71	城下町街並み保存対策事業（城西地区・武家地地区）
			72	津山だんじりの保存・継承事業
			73	鶴山館保存整備事業
			74	史跡津山城跡「鶴山公園」景観整備事業
			75	名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）活用整備事業
			76	まちなかサイン整備事業
			77	安岡町押入線（1006号線）道路改良工事
<ul style="list-style-type: none"> ●行政・所有者・地域住民の役割が明確ではなかったこと。 ●所有者・地域住民の自立した、文化財保存・活用を行うための組織作りが行われてこなかったこと。 ●文化財の保存・活用を担う人材の確保が十分ではないこと。 	住民や民間団体等と協働	文化財を保存・活用するための人材育成や体制を整備する事業	78	地域計画の周知
●資金面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備が十分でなかったこと。	資金面での対応	保存・活用するための資金面での事業	82	（津山市）指定文化財及び歴史的風致形成建造物保存事業等補助金交付要綱の改正
			83	民間資金導入の検討

※ 1 事業優先度 1：認定後、先行して取り組む事業
事業優先度 2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事業
事業優先度 3：中長期的に実施する事業
事業実施中：現在実施中の事業

※ 2 国：国庫補助金・交付金等 県：県費補助金 市：市財源 未：未定 ー：なし その他：民間資金等

第9章 文化財の保存・活用に関する措置

措置の内容	事業主体					事業優先度※1	予定する 財源※2	事業期間（年度）			
	<input type="radio"/> 単独事業 <input type="radio"/> 主な事業主体 <input checked="" type="radio"/> 共同事業 <input type="checkbox"/> 事業支援・協力							計画期間			次期計 画以降
	行政		所有者	市民・民間 団体・企業等	☆事業優先度1 ◎事業優先度2 ○事業優先度3 □事業実施中	2020～ 2021		2022～ 2023	2024～ 2025	2026～	
	文化財 担当	その他 の担当									
地域住民と協働して、立石家（未指定文化財）の積極的な保存活用を図る。	●	●	●	●	○	国・市					
シティープロモーションとしての情報発信を行う。関係機関と協力をして、和菓子等の後継者の育成を図る。	●	●	●	●	○	国・市					
全国近代化遺産活用連絡協議会に加入し、近代化遺産の活用を推進するとともに、具体的な周遊ルートを設定して事業化を目指す。	●	●	●	●	○	国・市					
宮川門を構成する石垣の修理復元を行う。		○			□	市					
用地等購入の後既存建物の撤去を行い整備する。	○				□	市					
施設改修を行い民間活用で事業を行う。		○			□	市					
伝統的建造物の修理等を行い街並み景観の維持向上に取り組み、地域の特徴を生かした持続可能なまちづくりを行う。		○			□	市					
総合的な防災計画を策定し、これに基づき防災設備の整備を進め、重伝建地区の歴史的町並み景観を守り、地域住民の安心と安全を確保する。		○			□	市					
歴史景観地区にふさわしい道路空間の整備を行うことにより、街並み保存の推進と観光客の増加による地域活性化を目指す。		○			□	市					
宿泊施設として整備を行い、地域活性化の一助とする。		○			☆	市	令和2年度より運用				
「津山市街並み保存助成制度」を活用し、城下町に残る家屋敷等の歴史的建造物を保存修理することにより、歴史遺産の継承活用によるまちづくりの推進と、観光資源としての活用を目指す。		○			□	国・市					
津山だんじりの用具等の整備、映像記録等の作成を行う。	□		○		□	国・県・市					
津山城跡内にある鶴山館（未指定文化財）を改修し、ガイドンス施設として整備する。		○			□	国・市					
桜の植樹、斜面の自然樹木の伐採・法面整備、道路整備。		○			□	国・市					
園内建物の改修、入場者カウンターの設置、便益施設の維持管理、園内樹木等の管理。		○			□	市					
観光案内標識の統一により、観光客の利便性と回遊性の向上を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上につなげる。		○			□	市					
歴史的町並み景観形成に配慮した道路および小公園を整備し歴史的風致維持の向上に寄与することを目的とする。		○			□	国					
シンポジウムの開催を通じて、住民に地域計画を周知する。	○				□	国・市					
既存の地域計画審議会を活かして、構成員に民間団体等を加え、機能を強化する。	○				○	市					
団体の認定の検討を行い、また、認定に向けての支援を行っていく。	●			●	☆	市					
文化財を観光に活かした事業を推進し、地域の活性化につなげる。	●			●	○	—					
補助対象を未指定文化財に広げること等の検討を行い、必要な改正を行う。	○				○	—					
クラウドファンディング等、民間資金の導入について検討する。	○			□	○	—					

